

生活 パワロッド

訪問販売による屋根・壁・外装などの住宅リフォーム工事に関する相談が、高齢者から多く寄せられています。

住宅リフォームの訪問販売



【事例】男性2人組が訪問してきた。「屋根の瓦がずれている。先日の台風が原因でしよ」と言うので修理を依頼した。工事が終わって80万円を支払うと、「屋根裏も傷んで換しましょう」と言われている。このままでは腐れ、工事は始まってしまっ言われ、詳しい情報が分かって100万円を支払っ

た。残り80万円の集金に来ると言うが、もうお金がないので断りたい。
【アドバイス】事例では、契約書が交付されていたのは一つの契約だけで、クーリングオフについての記載もありませんでした。また契約書が交付されていなければ、クーリングオフの期間が始まり

本当に必要か家族と相談を

ません。契約後8日以上たっていましたが、消費生活センターから業者に連絡してクーリングオフができました。

悪質な業者の場合、お金を払った後で連絡が取れなくなることがあります。業者にせかされても、本当に必要な工事が家族などに相談し、できれば複数の業者から見積もりを取りましょう。

強引な勧誘などで困ったときは、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン☎1888は、最寄りの相談窓口につながります。(県消費生活・男女共同参画プラザ・アイネス☎097・534・0999)